

お支払方法及び事務手続の変更について

弊社では、支払業務の更なる安全性の向上と業務効率化の観点から、従来の約束手形によるお支払から「でんさい（電子記録債権）」（以下「でんさい」）へ支払方法を変更することといたしました。これに伴い、以下のとおり変更させていただきます。

1. 支払方法の変更時期と約束手形の廃止予定時期について

支払方法の変更に伴い、約束手形でのお支払いを原則終了させていただく予定です。

支払方法の変更時期	平成 27 年 4 月支払分（平成 27 年 3 月末締請求受付分）より「でんさい」による支払に変更させていただきます。 なお、同一の取引先コードにおいて、約束手形と「でんさい」が混在することはありません。
約束手形廃止予定時期	1 年後の平成 28 年 3 月支払分を目途に廃止を予定しております。

2. 支払通知書について

平成 27 年 4 月支払分（平成 27 年 3 月末締請求受付分）より、支払通知書を発行することといたしました。

つきましては、支払通知書の発行を希望されるお取引先様は「代金支払依頼書」の「支払通知書用 F A X 番号」欄に F A X 番号を記入して提出してください。

3. でんさい発生（手形発行）基準金額の変更について

従来弊社では手形発行基準となる金額を「50 万円以上（千円未満切り捨て）」としておりましたが、今後はでんさい発生（手形発行）の基準金額を「10 万円以上（円単位まで）」に変更いたします。

変更予定時期	平成 27 年 9 月支払分（平成 27 年 8 月末締請求受付分）より発生（発行）基準金額を変更させていただく予定です。
--------	---

4. 手形郵送料について

従来弊社では約束手形を郵送する場合、郵送料の実費（現在は 822 円）を切手でご返送いただいておりますが平成 27 年 4 月支払分（平成 27 年 3 月末締請求）より、「手形郵送料」として、同じく実費相当額を現金振込額から差し引かせていただきます。

なお、現金によるお支払がない場合は手形の金額より手形郵送料を差し引かせていただきます。

5. でんさい事務手数料について

支払方法を「でんさい」に変更されたお取引先様は、「でんさい」事務手数料として発生記録 1 件につき 216 円（200 円+消費税）を、現金振込額から差し引かせていただきます。

ただし、この場合手形郵送料は発生いたしません。

なお、現金によるお支払いがない場合は「でんさい」の金額よりでんさい事務手数料を差し引かせていただきます。

6. 支払日、支払条件について

従来どおりで変更はございません。